工 検 第 １ ６ ７ 号
令 和 ７ 年 ３ 月 ５ 日

各工事担当所属長　様

工事検査課長

福井市建設キャリアアップシステム活用工事試行要領に係る工事成績採点基準の一部改正について（通知）

工事の成績評定について、福井市建設キャリアアップシステム活用工事試行要領（以下、「ＣＣＵＳ活用工事試行要領」という。）の施行に伴い、福井市工事成績採点基準（平成２４年４月１日施行）に規定する「考査項目別運用表」を、下記のとおり一部改正したので通知します。

また、今回の改正に伴う考査項目別運用表における評価基準については、「別紙１」のとおりとします。

記

１　改正の概要　　別紙１

ＣＣＵＳ活用工事試行要領 第６条の規定に基づき、受注者が第４条５に掲げる項目を実施し達成基準を満たした場合に加点する。

２　改正後の考査項目別運用表　　別紙２

1）考査項目別運用表　別紙－１⑥（土木工事）

2）考査項目別運用表　別紙－４⑥（建築工事）

３　適用時期

令和７年４月１日以降の施工伺いにかかる工事から適用する。

別紙１

受注者のＣＣＵＳ活用工事の実施に対する評価基準

ＣＣＵＳ活用工事において、受注者が実施し達成基準を満たした場合は、福井市工事成績採点基準に定める考査項目別運用表の５創意工夫（土木工事：様式 別紙－１⑥、建築・設備関係：様式 別紙―４⑥）において加点する。別紙２参照

ＣＣＵＳ活用工事における受注者の実施項目①～④すべての達成基準を満たした場合は１点加点する。

なお、達成基準に満たなかった場合でも、ＣＣＵＳ活用工事試行要領第６条に基づき工事成績評定の減点評価は行わない。

実施項目	達成基準
①事業者登録	元請事業者の登録※1が完了していること。
②現場・契約情報登録	当該ＣＣＵＳ活用工事の現場情報・契約情報・工事情報の登録を行ったこと。
③就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、技能者登録の対象者の就業履歴情報の登録（蓄積）※2を行ったこと。
④技能者登録	１名以上の技能者の登録が完了していること。

（ＣＣＵＳ活用工事試行要領第４条５）

※１　下請の登録は求めない。
※２　利用回数は問わないが、カードリーダー等の現場設置状況写真で利用状況が確認できること。

別紙２

1）受注者のＣＣＵＳ活用工事の実施【新規追加】

本項目では、ＣＣＵＳ活用工事試行要領 第６条の規定に基づき、加点を行う。

★土木工事記載例（別紙－１⑥　創意工夫判定基準表）

		【その他】特記する事項があれば下記に記入してチェックを行う。	
	☐	完全週休２日の確保が図られている。	
	☐	若手や女性技術者の登用により担い手確保が図られている。	
	☐	遠隔臨場を適用して作業の効率化が図られている。	
新規追加	☐	建設キャリアアップシステムの活用が図られている。	
	☐		
	☐		
評　　点		0点	
記述評価 【マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】		【創意工夫の詳細評価】工夫の内容を具体的に記載	

※1　特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。
※2　評価は最大7点の加点評価とする。
※3　該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4　上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する、なお、課長が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

★建築工事記載例（別紙－４⑥　創意工夫判定基準表）

		その他関係
	☐	完全週休２日の確保が図られている。
	☐	若手や女性技術者の登用により担い手確保が図られている。
	☐	遠隔臨場を適用して作業の効率化が図られている。
新規追加	☐	建設キャリアアップシステムの活用が図られている。
	☐	
	☐	
評　　点		0点
記述評価 【マークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】		創意工夫の詳細評価

※1　特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。なお、該当があれば緑色表記の項目を追加する。
※2　評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
※3　該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4　上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する、なお、課長が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。